

# 被災者生活再建支援法改正案 概要

## 法改正の趣旨

- ① 昨今の物価の高騰等により被災地の復興の環境が厳しさを増す中、生活再建の呼び水として、被災者生活再建支援金を拡充。
- ② 被災者生活再建支援金の国庫補助率を引き上げることにより、被災自治体の負担を軽減。

## 第一 被災者生活再建支援金の拡充

- ・ 令和6年能登半島地震以降の災害の被災世帯に対する現行の被災者生活再建支援金の額を2倍に引上げ。
- ・ 中規模半壊世帯の枠組みを解消し、大規模半壊世帯を除く「その他の半壊世帯」一般に拡大。
- ・ 「その他の半壊世帯」について、基礎支援金及び加算支援金を新設（現行の中規模半壊世帯の加算支援金については増額）。

	全壊・解体・長期避難	大規模半壊	その他の半壊	
			中規模半壊相当	中規模半壊未満
基礎支援金	100万円→200万円	50万円→100万円	50万円（新設）	
+				
加算支援金	(建設・購入) 200万円→400万円 (補修) 100万円→200万円 (賃貸(公営住宅以外)) 50万円→100万円		100万円→200万円 50万円→100万円 25万円→50万円	200万円（新設） 100万円（新設） 50万円（新設）

※ 被災者生活再建支援金全体の最高額: 300万円→600万円

## 第二 国庫補助割合の引上げ

被災者生活再建支援法人に対する国庫補助の割合: 2分の1→3分の2

## 第三 検討条項

被災者がその置かれている状況に応じた必要な支援を円滑に受けられるようにする観点から、被災者の生活の再建の支援に関連する制度の在り方について検討。

○ 施行期日等: 公布の日(令和6年1月1日から遡及適用)

## 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ホ中「半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる」を「半壊した」に改める。

第三条第二項中「、百万円」を「、二百万円」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「二百万円」を「四百万円」に改め、同項第二号中「百万円」を「二百万円」に改め、同条第三項中「百万円」を「二百万円」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第四項中「三百万円」を「六百万円」に改め、同条第五項中「次の各号に掲げる世帯の区分に応じ」を「五十万円に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは」に改め、「定める額」の下に「を加えた額」を加え、同項第一号中「百万円」を「二百万円」に改め、同項第二号中「五十万円」を「百万円」に改め、同項第三号中「二十五万円」を「五十万円」に改め、同条第六項中「額は、」の下に「五十万円に」を、「高い」の下に「ものを加えた」を加え、同条第七項中「及び第五項中」の下に「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、「」を加え、「、五十万円」とあるのは「三十七万五千円」とを削り、「二百万円」を「四百万円」に、「百五十万円」を「三百万円」

に、「三百万円」を「六百万円」に、「二百二十五万円」を「四百五十万円」に、「第五項中「二十五万円」」を「前三項中「五十万円」」に、「十八万七千五百円」を「三十七万五千円」に改める。

第十八条中「二分の一」を「三分の一」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の被災者生活再建支援法（次項において「新法」という。）の規定は、令和六年一月一日（同項において「適用日」という。）以後に発生した自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金（同項において「支援金」という。）について適用する。

2 適用日以後に発生した自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主にこの法律による改正前の被災者生活再建支援法第三条の規定に基づいて支給された支援金の支払は、新法第三条の規定に基づいて支給すべき支援金の内払とみなす。

### (検討)

第二条 政府は、被災者の生活の再建の支援に関連する制度の在り方について、被災者がその置かれている状況に応じた必要な支援を円滑に受け取ることができるようにする観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第三条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「二分の一」を「三分の二」に改める。



## 理 由

被災者の居住の安定の確保による生活の再建の支援等の充実を図るため、昨今の物価の高騰等の状況を踏まえて被災者生活再建支援金を拡充するとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る国の補助の割合を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



## 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約十八億円の見込みである。



## 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 被災者生活再建支援金の拡充 (第二条及び第三条関係)

- 一 現行の被災者生活再建支援金の額を二倍に引き上げること。
- 二 現行の中規模半壊世帯の区分を廃し、大規模半壊世帯等を除く全ての半壊世帯が被災世帯となるようその範囲を拡大すること。
- 三 二の半壊世帯について、基礎支援金及び加算支援金を設けるとともに、加算支援金の額については、現行の中規模半壊世帯の加算支援金の額の二倍とすること。

### 第二 国庫補助割合の引上げ (第十八条関係)

被災者生活再建支援法人に対する国庫補助の割合を二分の一から三分の二に引き上げること。

### 第三 施行期日、検討等 (附則関係)

#### 一 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行し、第一及び第二は、令和六年一月一日（以下「適用日」という。）

以後に発生した自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金（以下

「支援金」という。) について適用すること。

- 2 適用日以後に発生した自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主にこの法律による改正前の規定に基づいて支給された支援金の支払は、第一により支給すべき支援金の内払とみなすこと。

## 二 検討

政府は、被災者の生活の再建の支援に関連する制度の在り方について、被災者がその置かれている状況に応じた必要な支援を円滑に受け取ることができるようにする観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 三 その他

その他所要の規定を整理すること。

◎被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯</p> <p>ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至つた世帯</p> <p>ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯</p> <p>ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (同上)</p> <p>イ (同上)</p> <p>ロ (同上)</p> <p>ハ (同上)</p> <p>ニ (同上)</p>

礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊した世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

（被災者生活再建支援金の支給）

### 第三条（略）

2 被災世帯（被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第七項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、二百万円（大規模半壊世帯にあつては、百万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 四百万円

ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

（被災者生活再建支援金の支給）

### 第三条（略）

2 被災世帯（被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第七項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

- 一 その居住する住宅を補修する世帯 二百万円
  - 二 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯 百万円
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、二百万円（大規模半壊世帯にあつては、百万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、六百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、五十万円に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。
- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
  - 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
  - 三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 五十万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の

- 一 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
  - 二 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯 五十万円
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円
  - 二 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円
  - 三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 二十万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の

世帯主に対する支援金の額は、五十万円に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、「百万円」とあるのは「七十五万円」と、第二項中「四百万円」とあるのは「三百万円」と、第四項中「六百万円」とあるのは「四百五十万円」と、前二項中「五十万円」とあるのは「三十七万五千元」と読み替えるものとする。

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の三分の二に相当する額を補助する。

世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。

7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千元」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（被災者生活再建支援金に係る補助の特例）</p> <p>第五条の二 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定する支援金であつて、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により同法第二条第一号に規定する被災世帯となつた世帯の世帯主に対するものに係る国の補助についての同法第十八条の規定の適用については、同条中「<u>三分の二</u>」とあるのは、「<u>五分の四</u>」とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（被災者生活再建支援金に係る補助の特例）</p> <p>第五条の二 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定する支援金であつて、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により同法第二条第一号に規定する被災世帯となつた世帯の世帯主に対するものに係る国の補助についての同法第十八条の規定の適用については、同条中「<u>二分の一</u>」とあるのは、「<u>五分の四</u>」とする。</p> <p>2 （略）</p>